

【雇用型】多度津町地域おこし協力隊募集要項

1. 募集概要

多度津町では、町に関わる人をもっと増やし、地域がこれからも元気であり続けるために、「**移住・定住の促進**」に力を入れています。今までも行政として様々な取り組みを行ってききましたが、地域の魅力をより多くの方に届けるには、外の視点や新しい感性を持った仲間の力が必要だと感じています。そこで今回、多度津町の未来を一緒につくってくださる地域おこし協力隊を募集することにいたしました。

協力隊になられる方には、**移住フェア**や**移住相談**、**空き家の情報収集**、**移住体験**の企画など、移住を考える方々に寄り添う活動を中心に取り組んでいただきます。また、多度津町の日常の魅力や地域の人の温かさを SNS や写真・動画で発信し、「こんな暮らしができるんだ」と思ってもらえるような **PR** にも力を貸していただきたいと考えています。行政だけでは届かなかった声や、気づけなかった情報に光をあてていただけることを期待しています。

そして何より、協力隊として活動する中で、地域の人と関わりながら、この町での暮らしを実際に楽しんでいただきたいです！都市地域等から来た方だからこそ見える視点を大切にしつつ、地域に溶け込みながら、自分のアイデアを形にしていけることができる環境です。

多度津町のこれからを一緒につくり、「この町に来てよかった」と思っていただけるよう、私たちも全力でサポートします。地域づくりに挑戦してみたい方、移住や人とのつながりに興味がある方のご応募を心よりお待ちしております。

※活動詳細については、本要項最後をご確認ください。

2. 募集対象者

「多度津町地域おこし協力隊設置要綱」及び募集要項及び以下の全ての要件に適合する方を対象とします。

- ☐ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- ☐ 3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されている方で、多度津町へ住民票を異動することができる者
- ☐ 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、積極的に活動できる者
- ☐ 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者
- ☐ 任期終了後、町で定住する意思がある者
- ☐ パソコン・スマートフォン等の情報通信機器の基本的な操作ができる、SNS等の投稿などの基本的な作業ができる者
- ☐ 運転免許証の交付を受けている者（委嘱までに交付見込みがある方）

＜町が希望する人材＞

- ☐ 地方創生や地方活性化に関心がある方
- ☐ 積極的にコミュニケーションが取れる方
- ☐ イベントやキャンペーンなどの企画立案に興味がある方
- ☐ 起業や就業を目指し、本町と共に意欲的に取り組む意思がある方

＜必須ではないが望ましい希望条件＞

- ☐ 企画立案及び情報発信に関する業務を行ったことがある方
- ☐ SNS が得意な方
- ☐ デザインが得意な方
- ☐ 空き家対策や空き家活用に関心がある方
- ☐ 不動産業や設計等の経験がある方（未経験 OK）

3. 募集人数

1 名

4. 勤務・雇用条件

（1）雇用形態

多度津町地域おこし協力隊員として町が委嘱し、会計年度任用職員として任用します。

（2）主たる勤務場所

多度津町内

（3）期間

任用の日から 3 年間

（年度ごとに 3 年間に上限に更新します。ただし、相互に更新を希望する場合。）

（4）勤務時間

原則週 5 日 9：00～16：00（昼休憩 1 時間）

ただし、業務により、土日祝日勤務又は 16 時以降の勤務もあります。

5. 報酬及び福利厚生

（1）報酬

月額 210,000 円（賞与年 2 回）

（2）社会保険等

町が健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等に入ります。

（3）住居

町があっせんします。ただし、自らの負担でその他の住宅を探しても構いません。

(4) 活動車両

車両が業務に必要な場合、公用車を使用できます。

6. 申込方法等

(1) 次の申込書類を郵送又は持参にて提出のこと。

- ☐ 多度津町地域おこし協力隊応募用紙（別紙）
- ☐ 企画書（任意様式）
- ☐ 住民票の抄本

(2) 書類提出先

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町3-3-95 多度津町役場政策課
地域おこし協力隊担当 宛

(3) 提出締切日

令和8年1月14日（水）必着

7. 選考方法及び採用方法

- (1) 書類審査により、1次選考通過者を決定し通知します。
- (2) 1次選考通過者を対象に、1次審査結果通知から1週間から2週間を目安に面談を行います。
- (3) 面談は多度津町役場で行うこととします。
- (4) 上記の面談を踏まえ、採用の可否を通知します。

8. 着任方法

採用者には別途委嘱式の日程をお知らせしますので、それまでに引っ越しや住民票の異動の準備を完了してください。

委嘱後、速やかに住民票を異動させてください。

9. 現地案内等（事前下見）

応募に際して、事前に「実際に多度津町を見てみたい」という方がおられましたら、日程調整の上、町職員がご案内しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。また、オンラインでの事前の質問・説明等も対応可能です。

※日程についてはご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

※現地視察の際の旅費等は自己負担となりますので、ご了承ください。

10. 問い合わせ先

多度津町役場政策課 担当：濱田

電話：0877-33-1116

Mail：seisaku@town.tadotsu.lg.jp

☆活動詳細☆

■活動内容

以下の活動を主に行っていただきます。

（１）移住定住の促進に係る活動

移住フェアへの参加や移住・定住相談（オンライン含む）、移住パンフレットの作成、移住定住サイト運営、お試し移住体験や移住者交流会、ワーケーションツアーなど移住イベント・セミナーなどの企画・運営。

（２）空き家や空き地のマッチング活動等

移住相談に来られた方に町内の空き家や空き地などを紹介。町の住民環境課、建設課、民間の不動産屋などと協力し、情報を収集し紹介をする。

（３）町の PR にかかる活動

町に移住したいと思ってもらえるような魅力発信（写真や動画）を SNS や其他媒体にて行う。また、PR のイベント企画・運営など。

（４）その他移住や地域活性化にかかる活動

■3年間の活動内容イメージ

1 年目：町内の関係機関とのネットワーク構築をしつつ、多度津町の情報を収集し、移住定住担当と PR 活動と一緒にを行う。

例）協力隊担当者と関係機関への訪問、移住フェア等への参加、移住パンフレット制作、町の PR にかかる活動

2 年目：関係機関とのネットワークをもとに空き家の情報収集をし、紹介する。PR 活動や移住希望者への案内を行う。

例）移住フェア等で移住希望者に合わせたより具体的な物件の案内、移住イベントやセミナーなどの企画・運営、町の PR にかかる活動

3 年目：1～2 年目に引き続き、移住にかかる活動を行いながら、定住に向けた準備を行う。

例）移住窓口の設置、移住 PR、イベントお試し移住体験企画・運営等、町の PR にかかる活動

※3年目は、定住に向けた準備を主に行います。（町内で事業を行う場合、起業支援補助金や拠点整備補助金などを活用できます。）その他は引き続き、移住・定住の活動を行います。